



令和8年度採用

多摩市職員募集要項

・テストセンター方式（全国の会場から受験が可能）での試験です

高 校 生 対 象

事務系 一般事務

試験申込(インターネット)

令和7年8月1日(金)午前10時～令和7年8月14日(木)正午まで

エントリーシート提出(郵送のみ)

令和7年8月1日(金)～令和7年8月15日(金)必着(厳守)

令和7年7月1日

多摩市総務部人事課

申し込みをされる方へ

多摩市職員採用試験は、皆様の申し込みによって試験の準備が行われます。これらは全て市民より納められた税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験を申し込まれる方は必ず受験されるようお願いいたします。



市役所職員
にゃんともTAMA三郎くん ©多摩市

1

多摩市の概要

■多摩市の位置



多摩市は、東経 139 度 27 分、北緯 35 度 38 分に位置し、北は多摩川を境に府中市、東は稲城市、南は神奈川県川崎市と町田市、西は八王子市と日野市に接しています。

■多摩市の歴史

多摩市の母体は、明治 22 年 4 月 1 日の市町村制の施行と共に、旧 8 ヶ村と 2 つの飛び地が合併して多摩村が誕生したことによります。その後、昭和 39 年 4 月 1 日に町制施行で多摩町になり、昭和 46 年 11 月 1 日の市制施行により多摩市となっています。

現在の多摩ニュータウンの入居が始まる昭和 46 年まで、多摩町は農村の面影を残す人口 3 万人あまりの静かな田園地帯でした。戦後、首都圏中心部への人口集中と深刻な住宅難を背景に、都心への通勤者の居住地として注目されるようになり、特に昭和 46 年 3 月の多摩ニュータウン入居開始後は、全国有数の人口増加率となり、全国から集まった多くの人々が、様々な価値観を共有しながら「新しいまち」づくりを進めてきました。

令和 3 年 11 月 1 日に市制施行 50 周年を迎えた多摩市は、歴史や文化、市民が築き上げてきた功績を見つめ直すとともに、更なる発展に向け、様々な取り組みを実施して



※人口は、外国人住民を含む。
※人口、世帯数は令和 7 年 4 月 1 日現在

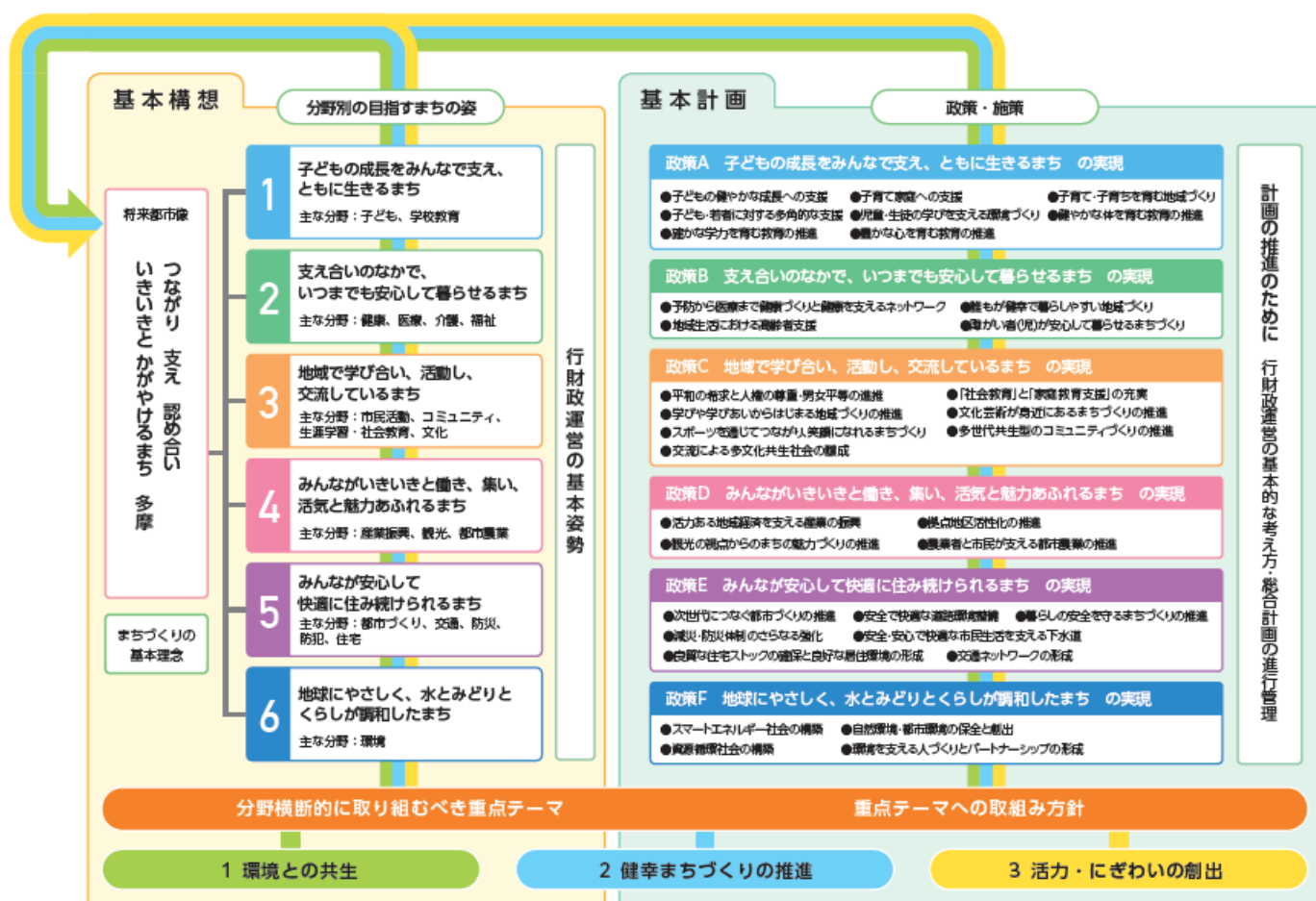
多摩市では、10年後を見据えた「第六次多摩市総合計画」を令和5年度にスタートさせました。総合計画では、まちづくりの基本理念のもと、多摩市の将来都市像（将来のあるべき姿）、分野別の目指すまちの姿、行財政運営の基本姿勢等を掲げています。様々な主体（市民・事業者・行政等）と協働・連携の上、将来都市像の実現に向けた取組を進めています。

～多摩市が目指すまち～

まちづくりの基本理念

- 1 多摩市らしい地域共生社会の実現
- 2 平和で豊かなまちを次代へ継承
- 3 持続可能な都市経営

計画の全体像



行財政運営の基本姿勢

- 1 時代に則した行政サービスの最適化
- 2 職員の人財育成と柔軟な組織運営
- 3 公共施設等のマネジメント
- 4 多様な主体との連携

特に、今回の総合計画では、地球規模の環境問題や少子化・高齢化の進行、人口の減少等の課題を乗り越え、将来都市像を実現するため、3つの「重点テーマ」を設定している点が特徴です。

～3つの重点テーマ～

〈重点テーマ1〉

環境との共生

みんなが、環境問題を自分事として捉え、身の回りのことに取り組んでいくことで、環境と共に生きる未来を目指します。



主な取組

多摩市気候市民会議

無作為抽出などで募った市民が集い、生活の中での取組や工夫、そのために必要なまちの機能や仕組み、地域社会へどう広げていくか話し合い、「提案書」としてまとめました。この提案書をもとにした取組やアイデアを実現していきます。

〈重点テーマ2〉

けんこう 健康まちづくりの推進

みんなが、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、幸せを実感できる未来を目指します。



主な取組

けんこう 健康！ワーク宣言

けんこう「健康！ワーク宣言」とは、働く人の健康と幸せのため、企業・団体・大学などの市内事業所の代表者が、自身と従業員・職員の働き方について宣言を行うものであり、この取組を進めることで市内事業所とともに働く人の健康を応援していきます。

〈重点テーマ3〉

活力・にぎわいの創出

みんなが、一人ひとりの個性や価値観を大切にしながら、それぞれの方法で、まちに元気とにぎわいを作ることのできる未来を目指します。



主な取組

多世代ワークショップの開

多世代への呼びかけによるワークショップを開催することで、スキルや趣味が同じ人同士が新たな活動を始めめる機会など、地域で多様な活動をする人・団体が縦横につながる場や機会づくりを推進します。

～基本計画を作るときに前提にしたこと～

計画の実現に向けては、刻一刻と変化する社会に対応していく必要があります。今回の計画を作るにあたり、次の5つの社会情勢を前提にしています。

気候変動

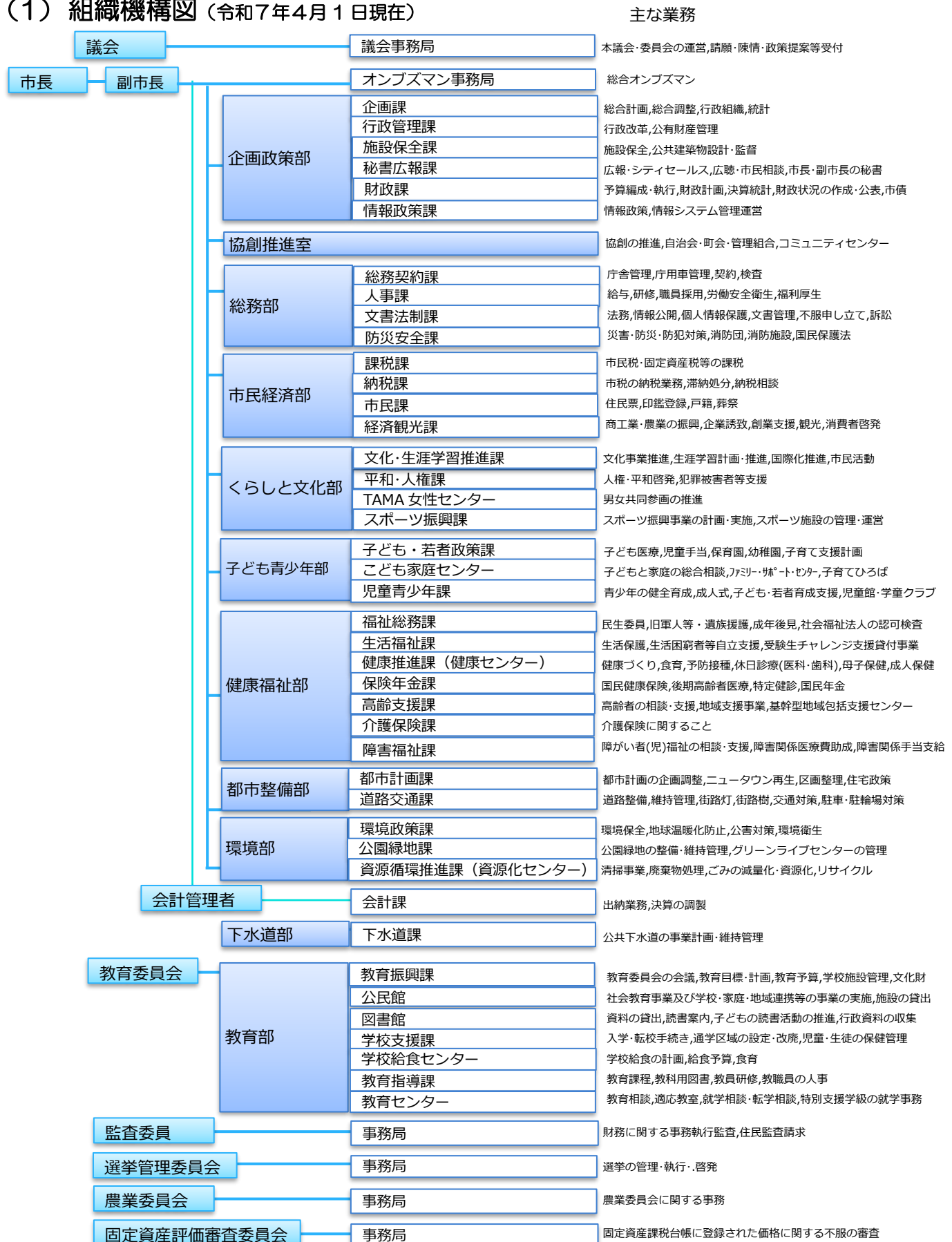
DX（デジタル・トランスフォーメーション）

コロナ禍

担い手不足

SDGs

(1) 組織機構図 (令和7年4月1日現在)



(2) 現在任用している職種

職種名	従事する職務内容	主な配属先
事務系	一般事務、児童厚生員、学芸員、社会教育主事、社会福祉主事、図書館司書	一般事務はすべての部局、それ以外は児童館や教育委員会など
一般技術系	土木技術、建築技術、機械技術、電気技術、化学技術、保育士	一般技術職は都市整備部、環境部、施設保全課など、保育士は市立保育園
医療技術系	保健師、栄養士、歯科衛生士	健康福祉部、子ども青少年部など
技能労務系	作業員、用務員、給食調理員、庁舎管理員	総務部、教育委員会など

(3) 多摩市の職員構成（令和7年4月1日現在 ※再任用職員を除く）

区 分	常勤職員		
	男	女	小計
議会事務局	5	5	10
市長部局	345	294	639
下水道事業	10	2	12
教育委員会	51	64	115
監査委員事務局	3	1	4
選挙管理委員会事務局	4	0	4
農業委員会事務局	0	0	0
計	418	366	784
合計（外部への派遣含む）	429	367	796

区分	常勤職員		
	男	女	計
部長級	16	2	18
統括課長級	7	4	11
課長級	43	9	52
係長級	136	52	188
主任級	95	132	227
主事級	132	168	300
合計	429	367	796

※農業委員会事務局については、関係所管において併任しています。

4

多摩市職員が目指すべき人財像・職場像

多摩市では、職員を経営上の一資源として捉えるのではなく、「組織の財産」であり「市民の財産」となりうる財産として捉え、“「人材」から「人財」へ”を基本的な考え方とし、「市民の財産」としての「人財」の育成に努めています。

1) 人財による職場の創造・職場による人財の輩出

職員が一丸となって取り組むことができる職場としていくことで、職員は成長し、より価値のある人財となって高い成果を生み出し、その高い成果は、より良い職場環境を醸成します。そして、より良い職場があってこそ、更に多くの人財を育てていきます。このような好循環を創出することで、「人財による職場の創造・職場による人財の輩出」が実現する多摩市を目指しています。

目指すべき人財像



目指すべき職場像

2) 目指すべき人財像

現状に満足することなく、あるべき姿を創造し、関係者と協働あるいは職員同士が協力して、議論し、行動し、成果を出している姿を表しています。

高い目標を掲げ、ともに語り合い、行動し、達成する職員

3) 目指すべき職場像

職場全体が1つのチームとしての体制をつくり、職員一人ひとりがとも協力し、互いを高め合いながらモチベーションを向上させ、やりがいを持てる職場の姿を表しています。

一人ひとりがやりがいを持って、チーム多摩市として働く職場

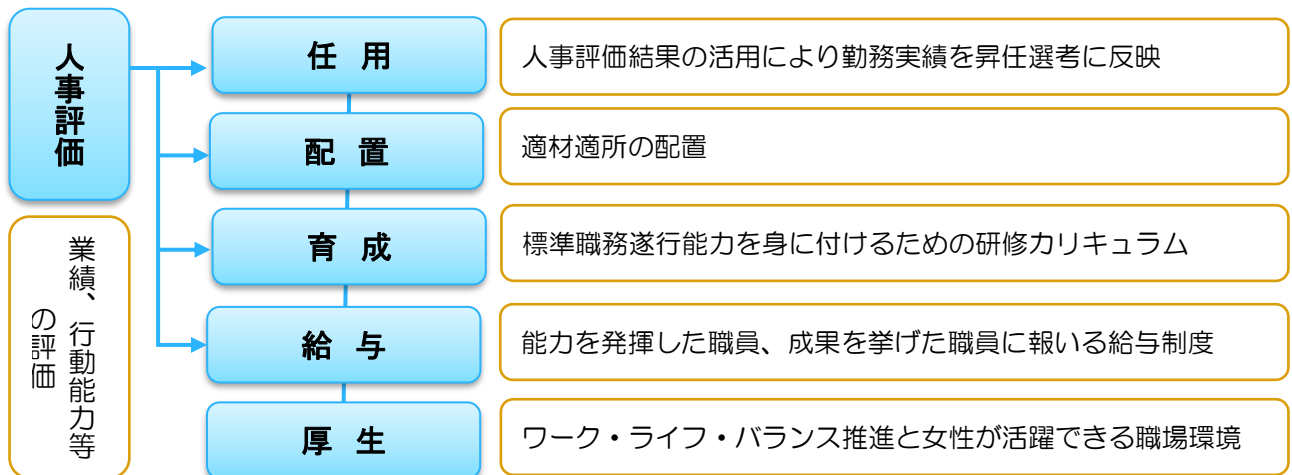


「Team Up! チームになろう」は、目指すべき職場像を実現するためのスローガンです。このスローガンのもとに、職員がいきいきと働ける職場の実現を目指しています。



4) 総合的人事施策

人財育成基本方針に掲げる人財像・職場像を実現するために必要な職員の行動（標準職務遂行能力）を基準として、任用、配置、育成、評価、給与、厚生といった人事施策を連携させることで、一貫性のある人事施策を総合的に実施しています。



■多摩市の育成体系

職員の人財育成は、①職務を離れて市役所庁内で行われる庁内研修、②業務内容に対応する専門的な研修等を外部研修機関等で学ぶ派遣研修、③通信教育や自主研究グループ支援等の自己啓発への支援、④職務を通じて職場で指導育成を行うOJTにより行っています。



■異動・昇任

異動	- 人事異動は、職員の能力向上、職場の活性化、幅広い知識と全庁的な視野を養うことを目的に実施しています。 - 意向調査により希望を申告することができます。
昇任	職員の昇任は、勤務成績などを考慮し、能力に基づいて行われます。 主事→主任→係長→課長→統括課長→部長

多摩市職員採用試験実施要項



1 職種、区分、人員及び受験資格

職 種		区 分	人 員	受 験 資 格
事務系	一般事務	初級	3人程度	・平成18年4月2日～平成20年4月1日生まれの方 ・現在、高等学校等に在学中で、令和8年3月に卒業見込みの方

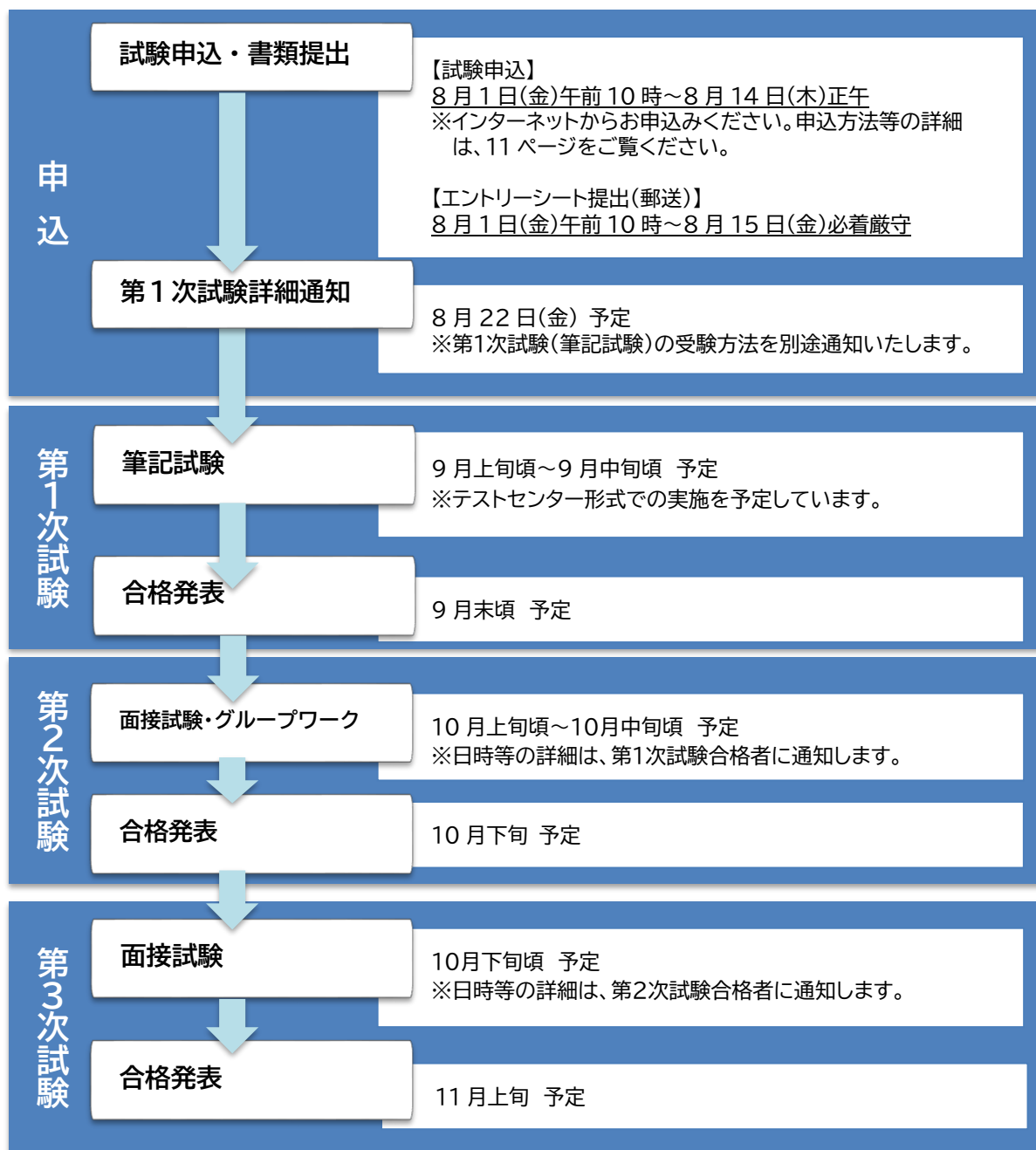
- ◆ 採用予定日は、令和8年4月1日の予定です。
- ◆ 上記試験の出題は、高校卒業程度のものであります。
- ◆ 複数の区分への申込みや、他の職種との重複の申込みはできません。
- ◆ 障がい者対象試験については、冬季に試験を実施予定（令和7年10月頃募集要項公表予定）です。
- ◆ 次に該当する方は受験できません。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 当市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 試験事前準備のため、拡大文字（1.5倍）の試験問題及び解答用紙による受験をご希望の方は、受験申込書の所定欄に必ず記入してください。

※ 試験会場準備のため、車椅子又は補装具等（ルーペ、補聴器等）を使用する方、その他配慮を要する方は受験申込書の所定欄に必ず記入してください。

2 試験の流れ及び試験日程

(1) 試験の流れ



(2) 合格発表の方法

- ・公式ホームページに掲載
- ・合格者のみ文書で通知

3 試験の方法

(1) 第1次試験

科目		試験の内容
筆記 試験	教養試験	テストセンター形式（予定）により、言語・数理・論理・常識・英語等について60分間行います。
	適性検査	テストセンター形式（予定）により、35分間程度行います。

※ 試験会場等の詳細については、試験申込受付後、別途通知いたします。

(2) 第2次試験以降

試験	科目	試験の内容
第2次試験	面接	個別又は集団面接方式により行います。
	グループワーク	与えられた課題について、集団で作業等を行います。
第3次試験	面接	個別又は集団面接方式により行います。

※ 試験対策を目的とした多摩市役所各所管課への電話問い合わせや、直接来庁し事務事業の説明を求めること等は、各課の事務事業の円滑な遂行に影響しますので、ご遠慮願います。

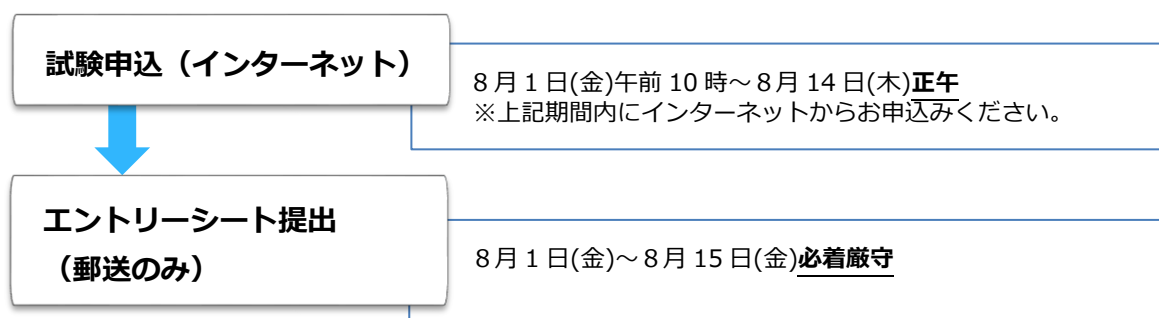
4 試験申込方法

(1) 申込の流れ

インターネットより「試験申込」を行い、その後、期間内に「エントリーシート」を郵送で提出してください。

※ 「試験申込」が無い方は、採用試験を受験することができません。

※ インターネット上の「試験申込」だけでは、受験申し込み手続きは完了していません。必ず、「エントリーシート」を期間内に郵送により提出してください。



(2) 試験申込について（インターネット）

受付期間	8月1日（金）10時～8月14日（木）正午まで
アドレス	http://www.city.tama.lg.jp/shisei/saiyo/shokuin/1017972.html

上記アドレス（多摩市公式ホームページ職員採用情報）内の「多摩市職員採用情報（令和8年度採用多摩市職員（一般事務高校生対象））の募集について」のページよりお申込みください。画面の指示に従って全ての必要事項を正しく入力し、受付期間中に送信してください。（時間に余裕をもって申込みを行ってください。）

【注意事項】

- ・ 必ず、画面上に「送信完了」及び「受付番号」が表示されるまで申込手続きを行ってください。申込手続きを中断すると、申込データが人事課へ届きません。申込データがなかった場合、採用試験を受験することはできません。
- ・ 試験申込予約後、「送信完了」（電子メール）を登録されたアドレス宛に配信します。電子メールが届かない場合は、申込ができていない可能性がありますので、速やかに人事課まで電話でご連絡ください。
- ・ 申込時の「受付番号」「パスワード」は必ず控えておいてください。「申請状況照会」や「申請取消」をする際に必要です。
- ・ システム上の保守整備のため、受付期間中にシステム停止をする場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、一切責任を負いません。
- ・ 試験申込後、予約内容の変更や辞退の意向が発生した場合は、人事課まで電話でご連絡ください。

■人事課 TEL 042-338-6804（直通）

(3) エントリーシート等の提出・記入等について

必ずインターネットより「試験申込」を行ってから、エントリーシートを期間内に提出してください。

※ エントリーシート等の提出があっても、インターネットによる「試験申込」を期間内に行わなかった方は、採用試験を受験することができません。

※ 期日までにエントリーシートを提出しなかった場合は受験できませんのでご注意ください。
また、いずれかの書類が提出されなかった（書類が揃って提出されなかった）場合も、同様に受験できません。

※ 提出を受けたエントリーシートの記載内容に不備がある場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。

提出期間	【郵送のみ】 8月1日(金)～8月15日(金) <u>必着厳守</u>
提出方法	「特定記録」郵便で、下記あて先に郵送してください。普通郵便で郵送した場合の事故については責任を負いません。 <u>〒206-8666</u> <u>多摩市関戸六丁目12番地1 多摩市総務部人事課 人事・人財育成係</u> ◆ 封筒の表面には、「採用試験関係書類在中（一般事務）」と記入してください。 ◆ 封筒の裏面には、申込者の郵便番号、住所、氏名を明記してください。

【注意事項】 ◆ ホームページからダウンロードする場合は、A4用紙に片面印刷してください。 ◆ 黒色のボールペンで、自筆で記入してください。（字をこすると消えるボールペンは使用しないでください。） ◆ 年月は和暦で記入してください。 ◆ 学校名等は、略称・略字ではなく、正式な名称・正字で記入してください。 ◆ 写真を貼付してください。

4 採用候補者名簿への登載及び採用

合格者は、令和8年度多摩市職員採用候補者名簿に登載され、令和8年4月1日以降、職員の欠員等必要に応じ採用されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、採用候補者の資格を失います。

- (1) 傷病、その他職員として不適格となった場合
- (2) 令和9年3月末日までに採用決定されなかった場合

5 その他

- ◆ 合格者は、採用決定後、指定する医療機関で健康診断を受診していただきます。
- ◆ 申し込み等に関する提出書類については、返却いたしません。
- ◆ 試験に関する個人情報については、公開しておりません。
- ◆ 試験の内容に関して、本要項以上の情報は公開しておりません。

6 待遇等

(1) 主な職務内容

事務系	一般事務	市の基本的施策の企画や総合調整、住民登録等の窓口業務、市税等の賦課徴収業務、子育て支援や高齢者、障がい者等の福祉施策、学校教育、社会教育等の教育施策など、市役所の各部門において、一般行政に関するあらゆる事務に従事します。 【主な配属先：市長部局の各課、各機関、教育委員会等の各行政委員会、議会事務局など】
-----	------	---

(2) 給与

職 種		区分	初任給
事務系	一般事務	初級	(満18歳) 218,080円

- (ア) 初任給金額は地域手当を含みます。
- (イ) 職歴・年齢等により一定の基準で加算される場合があります。
- (ウ) 初任給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当等が支給されます。
- (エ) 採用前に給与改定があった場合は、その定めるところによります。

(3) 勤務時間等

項 目	内 容
勤務時間	一週間の勤務時間：３８時間４５分 午前８時３０分～午後５時１５分（１時間の休憩時間を含む） ※配属先により異なる場合があります。
休 日	土曜日、日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（１２月２９日～翌年の１月３日） ※土曜・日曜・休日開庁職場に配属された場合は異なります。
休 暇	年次有給休暇・年２０日（採用日により休暇日数は異なります）、妊娠出産休暇、出産支援休暇、子の看護休暇、慶弔休暇、リフレッシュ休暇及び夏季休暇など

(4) ワーク・ライフ・バランス

多摩市では、すべての職員が仕事と仕事以外の生活をともに充実させることができる職場の実現を目指し、各種制度の整備、利用促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。具体的な各種休暇制度等は以下のとおりです。

(ア) 出産や育児のための休暇等

名称	内容
妊娠症状対応休暇	妊娠初期の女性職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休養として与えられる休暇
母子保健健診休暇	妊娠中の女性職員、又は出産後１年を経過しない女性職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査や保健指導を受けるための休暇
妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑をさけるための休暇
母親学級	自治体が実施する母親学級（パパママ学級・両親学級等）に参加するための時間について職務専念義務を免除するもの
妊娠出産休暇	女性職員に対して、その妊娠中及び出産後を通じて１６週間（多胎妊娠の場合は、２４週間）以内の引き続く休養として与えられる休暇
出産支援休暇	男性職員がその配偶者の出産に当り、子の養育その他家事等を行うための休暇
育児参加休暇	男性職員がその配偶者の産前産後の期間中に出産に係る子又は小学校就学前の子の養育等を行うことにより、配偶者の負担軽減を図るとともに、育児に参加するきっかけとしていくための休暇
育児休業	職員が育児のために休業する制度
部分休業	職員が育児のために勤務時間の一部について休業する制度
育児時間	生後１年３月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇
子の看護休暇	１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護をするための休暇

(イ) 仕事以外の生活のための休暇等

年次有給休暇、夏季休暇、介護休暇等があります。

(5) 女性活躍推進状況

自らの意思で職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとして「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。本市としても女性の活躍に関する計画を策定し推進することとし、今後女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供を実施していきます。

■多摩市役所における女性活躍推進に関する状況及び目標

項目	現状値（令和6年度）	目標値
職員の女性割合	45.5%	50%
係長級の女性職員割合	26.2%	40%
課長級以上の女性職員割合	20.3%	20%

※目標達成年度は令和7年度

(6) 福利厚生

制度等	内 容
共済制度	東京都市町村共済組合による短期給付（医療保険）、長期給付（年金）、各種助成事業（人間ドック等助成、契約宿泊施設補助等）が受けられます。
互助会	職員の親睦を図るためのイベントや各種助成事業を実施。バレーボールやサッカー、野球等のクラブ活動も盛んに行なわれています。
健康管理	定期健康診断の他、産業医や保健師等による健康相談等を実施しています。

7 問い合わせ先（多摩市役所案内）

〒206-8666 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1

多摩市役所総務部人事課人事・人財育成係

電話 042 (338) 6804 (直通)

042 (375) 8111 (代表) 内線 2223

FAX 042 (371) 2008

多摩市役所へのアクセス

多摩市役所（多摩市関戸6丁目12番地1）

① 徒歩で永山駅から 15 分

② バスで

・聖蹟桜ヶ丘駅（京王線）から

聖蹟桜ヶ丘駅北側の京王百貨店 1 階のバスターミナル 7 番・8 番乗り場から「多摩市役所経由 多摩センター駅」行きのバスに乗りし、「多摩市役所」下車。約 10 分

・永山駅（京王相模原線・小田急多摩線）から

永山駅東側の 5 番乗り場から「多摩市役所経由 聖蹟桜ヶ丘駅」行きのバスに乗りし、「多摩市役所」下車。約 5 分

・多摩センター駅（京王相模原線・小田急多摩線・多摩モノレール）から

バスターミナル 6 番乗り場から、「多摩市役所経由 聖蹟桜ヶ丘駅」行きに乗りし、「多摩市役所」で下車。約 15 分。



市役所庁舎案内図

